

市会議案第 1 1 号

吹田市笑顔あふれる手話言語条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 7 月 2 1 日提出

吹田市議会議員 玉井美樹子

同 西岡 友和

同 五十川有香

吹田市笑顔あふれる手話言語条例（案）

言語は、人々が互いに理解し合い、暮らしを営む上で欠かせないものです。

手話もまた、手指と体の動き、表情により視覚的に表現される言語であり、ろう者が互いにコミュニケーションを図り、知識を得、自ら生活を営むために育み、大切に受け継いできた文化的財産です。

ろう者は、手話通訳が保障され、手話による日常的なコミュニケーションが図られるやさしい社会の実現を長年願ってきましたが、手話への理解が十分に得られない中、不安や不便を感じ、地域において孤立しがちな生活を営んできました。健聴者が手話に接する機会も少なく、ろう者への理解が十分に深まったといえる環境ではありませんでした。

こうした中、「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」において、手話が言語であることが位置付けられました。さらに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」において、全ての障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすることが定められました。

私たちは、手話を言語の一つとして尊重し、理解を深め、学び、使うことにより、誰もが人格及び個性を尊重しながら意思疎通を図ることのできる笑顔あふれるまちづくりを進めていかなければなりません。

市民は、等しく尊重されるという吹田市自治基本条例に定める基本理念にのっとり、手話の理解と広がりをもって、市民が互いに助け合い、共に生きる吹田市を目指し、ここに、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解及びその普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、全ての市民がつながりを深め、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーションの手段として日常生活及び社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「市民」とは、本市に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

3 この条例において「事業者」とは、市内に事業所を置き、事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解及びその普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、

ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有すること及びその権利を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、ろう者が自立した日常生活を営み、社会参加することができるよう、手話に関する施策を推進しなければならない。

2 市は、職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、手話をコミュニケーションの手段として主体的に活用することによりろう者とのつながりを深め、全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として主体的に活用することによりろう者とのつながりを深め、全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動に関しろう者とコミュニケーションを図るとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

4 事業者は、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話に対する理解の促進及びその普及に関する事項

(2) 手話による情報の発信及び取得に関する事項

(3) 手話による意思疎通の支援に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

(学校における手話の普及)

第8条 市は、市立学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、手話に対する理解及びその普及を図るため、学校教育における手話の啓発に努めるものとする。

(関係者との協議の場)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

(財政措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよ

う努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(提案理由)

言語には「音声言語」と「手話言語」があることが、障害者権利条約で認められ、日本では障害者基本法で「言語(手話を含む)」と明記され、手話が音声言語と対等な言語であることの理解と普及を進める必要があります。

聞こえない乳幼児及び聞こえにくい乳幼児が獲得する言語として、またろう者が日常生活や職場などで自由に使える言語として、手話言語が保障されることは、ろう者が社会的に自由に生きられることにつながります。

市民と共に、手話を使いやすい社会を目指し、本条例の制定が必要と考え提案するものです。